

診療記録等開示指針・開示規定

医療法人社団愛和会

南千住病院

診療記録等開示指針

1. 基本理念

医療法人社団愛和会南千住病院（以下、当院という）は、医師が診療情報を積極的に提供することにより、患者が疾病と診療の内容を十分に理解し、医療の担い手である医師と医療を受ける患者とが共同して疾病を克服し、医師、患者間のより良い信頼関係を築くことを目的として、この指針を制定する。当院の全ての医師は、この目的を達成するために、この指針の趣旨に沿って患者に診療情報を提供する。

2. 定義および適用範囲

2-1 本指針で使う用語の意味

本指針で使う主な用語の意味は、以下のとおりとする。

- (1) 診療情報：診療の過程で、患者の身体状況、症状、治療等について、医師またはその指揮・監督下にある医療従事者が知り得た情報
- (2) 診療録：医師法第24条所定の文書
- (3) 診療記録等：診療録、手術記録、麻酔記録、各種検査記録、検査成績表、エックス線写真、助産録、看護記録、紹介状、処方箋、その他、診療の過程で患者の身体状況、症状、治療等について作成および記録された書面、画像等の一切
- (4) 診療記録等の開示：患者などの特定の者に対して、診療記録等の閲覧、謄写の求めに応じること

3. 診療情報の提供

3-1 診療情報提供の一般原則

- (1) 医師は、患者に対して懇切・丁寧に診療情報を説明・提供するよう努めること。
- (2) 診療情報は、口頭による説明、説明文書の交付、診療記録等の開示等、具体的状況に即した適切な方法により提供すること。

3-2 診療の際の診療情報提供

- (1) 診療中の患者に対する診療情報の説明・提供は、概ね、次に掲げる事項を含むものとする。
 - ① 現在の症状および診断病名

- ② 予後
- ③ 処置および治療の方針
- ④ 処方する薬剤については、薬剤名、服用方法、効能、特に注意を要する副作用
- ⑤ 代替的治療法がある場合には、その内容および利害得失（患者が負担すべき費用が大きく異なる場合には、それぞれの場合の費用を含む）
- ⑥ 手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要（執刀者及び助手の氏名を含む）、危険性、実施しない場合の危険性及び合併症の有無
- ⑦ 治療の目的以外に、臨床試験や研究などの他の目的も有する場合には、その旨及び目的の内容

(2) 患者が「知らないでいたい希望」を表明した場合には、これを尊重する。

3-3 診療記録等の開示による情報提供

- (1) 医師は、患者が自己の診療録、その他の診療記録等の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応ずるものとする。
- (2) 診療記録等の開示の際、患者が補足的な説明を求めたときは医師は出来る限り速やかにこれに応ずるものとする。

3-4 診療記録等の開示を求めうる者

診療記録等の開示を求めることができる者は、原則として次のとおりとする。

- (1) 患者が成人で判断能力がある場合は、患者本人
- (2) 患者に法定代理人がある場合は、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては本人のみの請求を認めることができる。
- (3) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- (4) 患者本人から代理権を与えられた親族
- (5) 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族およびこれに準ずる縁故者

3-5 診療記録等の開示を求める手続き

- (1) 診療記録等の開示を求めようとする者は、別紙「診療録開示請求書」により、病院長に対し申し立てる。
- (2) 前項の申立人は、自己が〔3-4〕に定める申立人であることを証明するものとする。
- (3) (1) 項の申し立てを受けた病院長は、速やかに診療記録等の

開示するか否かを決定し、これを申立人に通知する。

3-6 費用の請求

病院長は、診療記録等の謄写に要した代金等の実費を、診療記録等の開示を求めた者に請求することができる。

3-7 手続き規定の整備

病院長は、診療記録等の開示請求、実施、費用請求等に関する規定および申立書等の整備をする。

3-8 診療記録等の開示などを拒みうる場合

(1) 医師は、患者からの診療情報の提供、診療記録等の開示の申し立てが次の事由にあたる場合には、〔3-1〕、〔3-2〕および〔3-3〕の定めにかかわらず、診療情報の提供、診療記録等の開示の全部または一部を拒むことができる。

① 対象となる診療情報の提供、診療記録等の開示が第三者の利益を害する恐れがあるとき

② 診療情報の提供、診療記録等の開示が患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき

③ 前②号のほか、診療情報の提供、診療記録等の開示を不相当とする相当な事由が存するとき

(2) 医師が前項により申し立ての全部または一部を拒むときは、申立人に対して〔6-2〕に定める苦情処理機関があることを教示するものとする。

4. 医師相互間の診療情報の提供

4-1 医師の求めによる診療情報の提供

(1) 医師は、患者の診療のため必要があるときは、患者の同意を得て、その患者を診療した若しくは現に診療している他の医師に対して直接に診療情報の提供を求めることができる。

(2) 前項の求めを受けた医師は、患者の同意を確認したうえで、診療情報を提供するものとする。

5. 遺族に対する診療情報の提供

5-1 遺族に対する診療情報の提供

(1) 医師は、患者が死亡した際には遅滞なく、遺族に対して死亡に至るまでの診療経過、死亡原因などについての診療情報を提供する。

(2) 前項の診療情報の提供については、〔3-1〕、〔3-3〕、〔3

－5]、[3－6]、[3－7] および [3－8] の定めを準用する。ただし、診療記録等の開示を求めることができる者は患者の法定相続人とする。

6. その他

6-1 教育、研修

医療法人社団愛和会は、医師がこの指針を遵守することを促すために、診療情報の提供、診療記録等の開示等に関する教育、研修などの措置を講ずる。

6-2 苦情処理機関

医師と患者との間の診療情報の提供、診療記録等の開示に関する苦情受付の窓口および苦情処理機関とは東京都医師会内に設置してある苦情処理機関をいう。

6-3 指針の見直し

医療法人社団愛和会は、この指針を診療録その他の診療記録等の作成・管理に関する環境の整備、ならびに医療をめぐる諸条件の変化に適合させるため、2年毎にその内容を見直す。ただし、必要があるときは、何時でも適宜検討することができる。

附則 平成 17 年 3 月 25 日制定

- 1 この指針は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この指針は、施行日以前になされた診療行為および作成された診療記録等については適用されない。

第 1 回改訂：平成 20 年 4 月 1 日

第 2 回改訂：平成 23 年 10 月 1 日

第 3 回改訂：平成 29 年 4 月 1 日

第 4 回改訂：令和 4 年 5 月 1 日

第 5 回改訂：令和 5 年 10 月 1 日

診療記録等開示規定

今日の医療において患者への適切な情報提供が重要であることは言うまでもなく、また、当院の「患者の権利」にてその実現を謳っているところである。しかし、患者の同意を得ずに患者以外の者に対して診療情報の提供を行うことは、職種によらず医療従事者の守秘義務に反し、法律上の規定がある場合を除き認められないことにも留意する必要がある。

本規定は、患者の知る権利に応えるとともに、プライバシーの保護にも配慮した円滑な開示が行われるために定めるものである。

第1条（目的）

本規定は、当院職員が請求にもとづく診療記録等の開示について患者の権利を尊重し、かつ法を遵守し秩序をもって対処することを目的とする。

第2条（定義）

- 1 本規定で「開示」とは、当院が当院職員でない者に診療録および診療記録等の全部または一部の内容を閲覧および謄写させ、若しくは謄本を付与することをいう。ただし、当院職員であっても、通常の職務または、研究以外の目的でこれを行うときは開示とみなす。
- 2 本規定において「診療録」とは、指針2-1（2）をいい、また、「診療記録等」とは、指針2-1（3）をいう。
- 3 裁判所の命令にもとづく診療録および診療記録等の閲覧、謄写、若しくは法にもとづく行政当局による診療録および診療記録等の閲覧、謄写は開示としない。
- 4 本規定で「請求部分」とは、当該診療録および診療記録等の記録内容のうち、開示を請求した者が開示を請求した部分をいう。
- 5 本規定で「医師」とは、当院に勤務する全ての医師をいい、「職員」とは、当院に勤務する全ての職員をいう。

第3条（決定業務の独占）

医師でない者が、開示の請求に対する許諾または拒否を決定してはならない。ただし、本規定で定める開示審査委員会はこの限りではない。

第4条（開示請求の受理）

- 1 診療録および診療記録等の開示を求めうる者は、指針3-4に該当する者とする。なお、患者本人または親族以外の者が開示請求を行うと

きは、「代理人選任書」および必要とされる身分証明書等の書類の提出を求める。

- 2 本規定に定める「診療記録等開示請求書」をもって診療録および診療記録等の開示を請求された医師は、当該患者に対する診療責任等に鑑みて請求の快諾または拒否を判断するために、より適格なる医師が自己の他に存在すると考えられるときは、当該医師に請求の受理を要請しなければならない。ただし、開示の請求をされた医師が研修医であるときは、いかなる場合においても当該医長に請求の受理を要請しなければならない。
- 3 第2項の要請を受けた医師または医長に対しては、開示の請求があったものとみなす。

第5条（助言）

- 1 本規定第4条にもとづき開示の請求を受理した医師は、当該患者の看護を担当した看護師およびこれを監督する者に対し、開示の是非についての助言を求めることができる。
- 2 本規定第4条にもとづき開示の請求を受理した医師は、請求部分に自身とは異なる診療科に所属する医師の記載した事項が含まれる場合は当該診療科に所属する医師に対し、開示の是非についての助言を求めることができる。

第6条（開示請求の許諾）

本規定第4条にもとづき開示の請求を受理した医師は、以下の各号の何れかに該当する場合を除いては、請求を受理した日から10日以内に請求部分すべてについて請求を許諾しなければならない。

- (1) 請求部分の少なくとも一部が存在しないとき。
- (2) 請求部分に患者本人以外の個人情報が含まれている等、第三者の利益を害する恐れがあるとき。
- (3) 開示を請求した者が、適切かつ丁寧な説明によっても請求部分の内容を理解する能力を有しないか、若しくはこの能力を一時的に喪失していると考えられるとき。
- (4) 開示することにより、患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき。
- (5) 開示することにより、いかなる者であれ個人の生命または安全に対して危険を惹起することになると合理的に予測されるとき。
- (6) 開示することが法に違反すると考えられるとき。

第7条（代替措置）

- 1 医師は、成年被後見人である患者本人から「診療記録等開示請求書」をもって開示の請求があったときは、請求があった日から10日以内に患者の後見人に開示を請求できる旨を通知しなければならない。
- 2 医師は、未成年者であり婚姻していない患者本人から「診療記録等開示請求書」をもって開示の請求があったときは、請求があった日から10日以内に患者の親権者または後見人に開示を請求できる旨を通知しなければならない。
- 3 開示の請求を受理した医師は、本規定第6条第（1）号に該当するときは、請求を受理した日から10日以内に請求部分のうち存在する部分について本規定を適用し、かつ開示を請求した者にその旨を通知しなければならない。
- 4 開示の請求を受理した医師は、本規定第6条第（2）号から第（6）号の何れかの理由により請求部分に請求を拒否すべき事項が含まれると判断するときは、請求を受理した日から5日以内に本規定で定める「開示拒絶意見書」を「診療記録等開示請求書」に添えて開示審査委員会に提出しなければならない。

第8条（開示審査委員会の設置）

病院長は、副院長を委員長とし、各診療科医長、看護師長、事務長および医療相談室員等を委員とする開示審査委員会を常設しなければならない。

第9条（開示審査委員会の業務）

- 1 開示審査委員会は、医師から「開示拒否意見書」および「診療記録等開示請求書」の提出を受けたときは、請求の許諾または拒否を決定し、請求が受理された日から10日以内に開示を請求した者および「開示拒否意見書」を提出した医師に「診療記録等開示審査書」をもって通知しなければならない。
- 2 開示審査委員会は、委員会において審議した内容を議事録として記録を残さなければならない。
- 3 開示審査委員会は、開示を請求した者が決定に不服があるときは、東京都医師会に苦情処理機関の設置があることを通知しなければならない。

第10条（請求許諾後の責務）

- 1 医師および開示審査委員会は、診療録原本の閲覧および謄写を快諾し

たときは、これが実行される現場に医師または事務員を立ち合わせ、診療録の保全をはからなければならない。

- 2 開示請求を受理した医師は、本規定にもとづき開示を受けた者から請求部分の内容についての説明を求められたときは、可能な限りこれに応じなければならない。

第 11 条（医事課の業務）

- 1 本規定にもとづく「診療記録等開示請求書」、「代理人選任書」、「診断書」、「開示拒否意見書」、「診療記録等開示審査書」および「開示審査委員会議事録」を総務課にて 10 年間保存しなければならない。
- 2 医事課は、医師または開示審査委員会により開示にかかわる通知、立ち会い、謄本の作成および交付を依頼されたときは、これに応じなければならない。

第 12 条（懲罰的処分の禁止）

当院は、医師が「開示拒否意見書」を提出した故をもって、この医師について懲罰的処分を行ってはならない。

第 13 条（開示にかかわる料金）

診療録および診療記録等の謄写等にてかかる費用は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内の額とし、開示を請求する者より徴収する。

第 14 条（本規定の見直し）

本規定の見直しについては、開示審査委員会において 2 年毎にその内容を見直す。ただし、必要があるときは何時でも適宜、見直すことができる。

附則 平成 17 年 3 月 25 日制定

- 1 本規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本規定は、施行日以前になされた診療および作成された診療記録等については適用されない。

第 1 回改訂：平成 20 年 4 月 1 日

第 2 回改訂：平成 23 年 10 月 1 日

第 3 回改訂：平成 29 年 4 月 1 日

第 4 回改訂：令和 4 年 5 月 1 日

第 5 回改訂：令和 5 年 10 月 1 日

診療記録等開示請求書

医療法人社団愛和会南千住病院長 殿

下記の診療記録等を開示していただきたく請求いたします。

請求年月日 年 月 日

患者氏名

生年月日 年 月 日生

住 所

請求者名 印

生年月日 年 月 日生

住 所

電話番号 ()

患者との続柄

開示請求する診療記録等の種類 入院 ・ 外来

開示請求する診療記録等の内容 全部 ・ 一部分

開示請求する部分を記載してください。

代理人選任書

医療法人社団愛和会南千住病院長 殿

(甲) 氏 名

生年月日 年 月 日生

住 所

(乙) 患者氏名

生年月日 年 月 日生

住 所

私は、(甲) が (乙) について記録された診療記録等の開示請求を行うことを了承いたします。

年 月 日

氏 名

印

生年月日 年 月 日生

住 所

(乙) との続柄

この診断書の交付を求められた医師の方へ

医療法人社団愛和会南千住病院 院長 蒲谷 堯

当院では、院内規定にもとづき診療記録等の開示を行っております。基本的には患者様ご本人に開示しておりますが、患者様が精神障害者である場合にはその保護者による開示請求も受理しております。つきましては、当該患者様が精神障害を有し、保護者を必要としている病状であると先生がご判断される場合には、下記の診断書を交付されますようお願い申し上げます。

診 断 書

患者氏名

生年月日 年 月 日生

住 所

上記の患者は、精神保健および精神障害福祉に関する法律第 20 条にもとづき、保護者を必要とする病状であることを診断する。

年 月 日

医療機関名

所在地

診断医師名

印

開示請求意見書

開示審査委員会 殿

請求年月日 年 月 日

請求者氏名

患者氏名

受理年月日 年 月 日

1. 私は、上記の開示請求に対し、請求通りに許諾することは適当であると判断いたします。
2. 私は、上記の開示請求に対し、請求通りに許諾することは適当ではないと判断いたします。
意見および理由

年 月 日

医師名

印

開示請求意見書

開示審査委員会 殿

この度、_____様より開示請求のあった患者_____様の診療記録等の開示について下記の通りと考えます。

1. 開示について問題ないと考えます。
2. 開示について問題ありと考えます。
その箇所と理由について

年 月 日
医師名 印

診療記録等開示審査書

請求年月日 年 月 日

請求者氏名

患者氏名

受理年月日 年 月 日

決定および理由

決定年月日

年 月 日

医療法人社団愛和会南千住病院

院長 蒲谷 堯

代理人選任書

医療法人社団愛和会南千住病院長 殿

(甲) 氏 名

生年月日 年 月 日生

住 所

(乙) 患者氏名

生年月日 年 月 日生

住 所

私は、(甲) が (乙) について記録された診療記録等の訂正・追加・削除請求を行うことを了承いたします。

年 月 日

氏 名

印

生年月日 年 月 日生

住 所

(乙) との続柄

診療記録等訂正・追加・削除審査書

請求年月日 年 月 日

請求者氏名

患者氏名

受理年月日 年 月 日

決定および理由

決定年月日 年 月 日

医療法人社団愛和会南千住病院

院長 蒲谷 堯

担当医

印